

I 事業報告書

1. 法人の状況に関する重要な事項

(1) 契約数量

当初契約数量は7,090,664ト、契約戸数は28,827戸（前年比91,924ト増、101.3%）であった。

年度途中に12,918トの解約・数量変更および、下期の基金間移動として転入62戸31,636ト、転出87戸19,813トがあり、最終契約数量は7,089,570ト（対前年比101.6%）となった。

(2) 通常補てん積立金

ト当たりの積立単価は1,800円で、負担区分は1号会員900円（基本分300円、積増分600円）、2号会員および指定飼料会社300円、加入生産者600円であった。

年間積立金額は12,761百万円となった。

(3) 異常補てん積立金

国が平成23・24年度に、(公社)配合飼料供給安定機構（以下「機構」という。）に交付した245億円と同額を、機構と交付契約を締結している配合飼料価格安定基金の契約数量比率で按分し、24～27年度にかけて積み立てる事とされており、当基金は25年度に1,801百万円を契約会員から徴収し、機構に納付した。

(4) 価格差補てん金等の交付

通常補てん金10,908百万円を契約会員に交付した。

機構から異常補てん金3,312百万円の交付を受け、契約会員に交付した。

第2四半期に通常補てん財源が枯渇したため、国の配合飼料価格高騰緊急支援特別交付事業により、機構から補助金2,064百万円の交付を受け、契約会員に交付した。

ア. 補てん金単価

第1四半期 5,800円/ト（通常：3,738円/ト、異常：2,062円/ト）

第2四半期 2,400円/ト（通常：2,400円/ト、異常：なし）

（特別交付金：1,325円/ト）

第3四半期 700円/ト（通常：700円/ト、異常：なし）

イ. 当期補てん金交付額の内訳

	通常補てん金	異常補てん金	特別交付金	補てん率
第1四半期	6,002百万円	3,312百万円	0	90.9%
第2四半期	3,739百万円	0	2,064百万円	89.9%
第3四半期	1,167百万円	0	0	91.0%
合計	10,908百万円	3,312百万円	2,064百万円	90.6%

(5) 新規借入金および返済の状況

- ア. 第1四半期および第2四半期に補てん財源が枯渇したため、機構と通常補てん財源借入契約を締結し、3,850百万円を借入れた。
- イ. 第4四半期に補てん財源を強化するため、機構と通常補てん財源強化事業借入契約を締結し、2,465百万円を借入れた。
- ウ. 機構に、平成26年度上期の返済予定金額を繰上げ償還し、当初予定金額と合わせ7,394百万円を返済した。

当年度の借入・返済実績表

(単位：億円)

借入年度	事業名	財源	借入金額	期首借入残	新規借入	返済額	期末借入残
H19・20	通常補てん財源貸付事業	市中銀行	246.5	98.5		73.9	24.6
H20	通常補てん財源支援事業	農畜産業振興機構	81.1	81.1		0.0	81.1
H24	安定機構貸付事業	配合飼料安定機構	84.9	84.9		0.0	84.9
H25	通常補てん財源貸付事業	市中銀行	38.5	0.0	38.5	0.0	38.5
H25	通常補てん財源強化事業	農畜産業振興機構	24.6	0.0	24.6	0.0	24.6
	合計		475.7	264.6	63.1	73.9	253.8

- エ. なお、償還計画の見直しが行われ、安定機構貸付事業を平成28～31年度、通常補てん財源支援事業を32～35年度に償還（当初計画ではともに28～30年度に償還）し、毎年度の償還額は原則として当該年度の通常補てん積立金の2割とすることとなった。

(6) 借入金による補てん金の返還

18戸の経営者に対して、借入金による補てん金の返還を求め、13戸の経営者から6,486千円の返還を受けた。

未返納者とは26年度の契約に依拠していない。

(7) 補てん金の返戻

前年度以前に交付した通常補てん金129千円、異常補てん金27千円の返戻を受け、異常補てん金は機構に返納した。

(8) 一般社団法人への移行

「一般社団法人及び一般財団に関する法律」にもとづき、定款および諸規程の変更・追加を実施した。

移行法人は、大規模一般社団法人に該当する（貸借対照表の負債の合計額が200億円以上）ため、公認会計士日比野常二を会計監査人に選任した。

平成26年3月19日に移行認可を受け、4月1日にこれまでの社団法人を解散し、一般社団法人として設立登記することとなった。

（9）業務方法書の一部変更

平成18年度～20年度および24年度～25年度の輸入原料価格の高騰により、通常基金・異常基金ともに補てん財源が枯渇する事態となり、配合飼料価格安定制度の抜本的な見直しが必要となった。

このため、26年3月12日の第83回臨時総会において業務方法書の一部変更し、農水省と機構に対して通常補てん発動基準の変更を申請し、承認された。